

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第50号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

(秋田市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 基本料金

メーターの口径	料金（1 月につき）
13ミ リ メートル	940円
20ミ リ メートル	1, 600円
25ミ リ メートル	3, 600円
40ミ リ メートル	10, 380円
50ミ リ メートル	17, 690円
75ミ リ メートル	39, 900円
100ミ リ メートル	66, 500円
150ミ リ メートル	146, 300円
200ミ リ メートル	212, 800円

(2) 従量料金

種別および用途	区分	料金（1 月につき）

一 般 用	メーター口径 20ミリメートル以下	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき 74円
		11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき 180円
		21立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1立方メートルにつき 326円
	メーター口径 25ミリメートル以上	1立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1立方メートルにつき 326円
	浴場用		1立方メートルにつき 74円

（秋田市小規模水道施設条例の一部改正）

第2条 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号を次のように改める。

（1）基本料金（1月につき）

メーターの口径	料金
13ミリメートル	940円
20ミリメートル	1,600円
25ミリメートル	3,600円

（2）従量料金（1月につき）

--	--

メーターの口径	区分	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートルおよび 20ミリメートル	1立方メートルから10立方メートルまで	74円
	11立方メートルから20立方メートルまで	180円
	21立方メートルから50立方メートルまで	253円
	51立方メートルから100立方メートルまで	293円
	101立方メートル以上	326円
25ミリメートル	1立方メートルから50立方メートルまで	253円
	51立方メートルから100立方メートルまで	293円
	101立方メートル以上	326円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 第１条の規定による改正後の秋田市水道事業給水条例の規定および第２条の規定による改正後の秋田市小規模水道施設条例の規定は、令和９年６月に同年６月分として徴収する水道料金から適用し、同年５月分として徴収する水道料金までについては、なお従前の例による。